

別記様式第14号－1(第28第4項関係)

令和3年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)都道府県等成果及び評価報告書(令和4年8月作成)  
都道府県等名:愛媛県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 4.1%	2.7%	101%	愛媛県	4.1%	101%	1,566,236	
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 100.9	110.1	109%	愛媛県	100.9	109%	5,586,000	
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 67.2%	95.4%	141%	(公社)愛媛県畜産協会	100.9	109%	6,473,000	
					愛媛県	67.2%	141%	978,000	
	病害虫の防除の推進	薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の防除体系等における作業の現状値からの向上率 116.1%	115.3%	99%	愛媛県	116.1%	99%	3,054,520	
重要病害虫の特別防除(一般型)	対象病害虫の調査の総回数 473回	473回	100%	愛媛県	473回	100%	234,244		
総計・総合達成度				総合達成度 108 総合評価 A				17,892,000	

国による評価の概要

総合達成度は108%であり、総合評価「A」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第13号-4 (第28第1項関係)

目標 農薬の適正使用等の総合的な推進					
事業実施期間 令和3年度			都道府県等名 愛媛県		
事業の実施方法					
消費・安全対策交付金実施要領（以下「実施要領」という。）別添1の事業メニューの実施に当たってのガイドライン第1の1の（2）のア、イ及びウに沿って実施					
1 農薬の安全使用の推進					
（1）農薬の危害防止					
農薬の適正使用を徹底し、農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、農薬使用者等を対象とした講習会を開催。また、周知が行き届きにくい系統外直売所に対し、農薬適正使用啓発リーフレットの配布を実施。					
2 農薬の適切な管理及び販売の推進					
農薬の適切な管理及び販売の推進を図るため、農薬販売者を対象とした講習会の開催、農薬管理指導士の認定、農薬販売者への立入検査を実施。					
また、前年度の立入検査等の際に違反等が確認された販売店や農協等については、講習会や農薬管理指導士の認定研修を通じて、農薬の適正管理や適正使用等に積極的に取り組むよう指導。					
3 農薬残留確認調査等の実施					
（1）農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査					
県産農産物の安全性確保及び農薬の飛散・残留による危害の未然防止を図るため、農薬残留調査を実施し、飛散防止技術の効果を確認。					
農薬の残留状況等の調査は、愛媛県農薬適正使用推進協議会（行政及び生産者団体等で構成）で決定された年次計画に基づき生産現場（出荷前段階）より試料をサンプリング、農薬の使用記録や飛散防止対策等の内容を確認し、県農林水産研究所にて残留農薬分析を実施。					
4 現状値及び目標値の設定（実施要領別表1に基づき設定）					
（1）現状値(令和元年度：延べ数)					
販売状況 34 / 307 = 11.0%					
使用状況 0 / 1,133 = 0.0%					
<u>(販売違反率11.0%+使用違反率0%) / 2 = 5.5%</u>					
（2）目標値（令和3年度）					
販売状況 25 / 300 = 8.3%					
使用状況 0 / 350 = 0%					
<u>(販売違反率8.3%+使用違反率0%) / 2 = 4.1%</u>					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	5.5%	4.1%	2.7%	101%	A

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1) 農薬の安全使用の推進	・農薬適正使用講習会 3回 ・農薬適正使用啓発リーフレット等作成 195枚	16,980	8,490	50
(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進	・農薬適切管理等講習会 (農薬適正使用講習会) 3回 ・農薬管理指導士研修会 1回 ・農薬販売者への立入検査 251件	40,256	20,128	50
(3) 農薬残留確認調査等の実施	・農薬の飛散・残留状況及び飛散防止対策・技術の効果確認調査 325回 ・農薬使用者への立入検査 6件	3,075,236	1,537,618	50
計		3,132,472	1,566,236	50
事業の成果				
<p>1 農薬の安全使用の推進</p> <p>(1) 農薬の危害防止</p> <p>1) 農薬適正使用講習会の開催</p> <p>ア 開催日、場所、人数</p> <p>(ア) 令和3年7月30日、西条市、83名</p> <p>(イ) 令和3年8月4日、書面開催、65名</p> <p>(ウ) 令和3年8月6日、西予市、69名</p> <p>イ 参集者：市町、農業協同組合、農業共済組合、農薬販売者、農薬管理指導士、ゴルフ場等農薬使用者、農業者等</p> <p>ウ 内容：参集者に対し、農薬の販売・使用に関する関係法令（以下「関係法令」という。）の周知、農薬による危害防止及び保管管理等正しい知識の一層の普及を図ることを目的として、作成した資料（250部）等により啓発と周知を行った。</p> <p>2) 啓発活動の実施</p> <p>ア 広報手段：関係機関への周知、ポスター配布等</p> <p>イ 内容：農薬適正使用啓発ポスターを配布（195枚）するとともに掲示を依頼した。</p>				

## 2 農薬の適切な管理及び販売の推進

### 1) 農薬適切管理等講習会

1の(1)の1)と同じ

### 2) 農薬管理指導士認定研修会及び更新研修会(1回)、認定状況

ア 開催日、場所：令和4年1月28日、愛媛県農林水産研究所(松山市)

イ 参加人数等：6名(新規認定者のみ、更新者56名は書面開催)

ウ 作成資料：80部

エ 内容：農薬の適正使用、適切な管理・販売を推進するため、農薬販売者・使用者等を対象として研修会を実施し、十分な知見を習得した者を認定した。

オ 令和4年4月1日現在の有効認定者総数：199名

### 3) 農薬販売者への立入検査

ア 農薬販売届出数：819販売所(261事業者)

イ 立入検査実施数：251販売所(118事業者)

ウ 検査内容：農薬取締法第17、18、20(及び施行規則第16条第2項)、21条に基づく届出、帳簿、取扱農薬に関する項目

エ 農薬取締法の規定違反を確認した販売所数及び違反件数

14販売所(8事業者)、内訳は以下記載

(ア) 届出に関する違反：4販売所(新規0件、変更3件、廃止1件)

(イ) 帳簿の不備：10販売所(普通物の譲受・譲渡数量の未記載等不備4件、保存期間満了前の廃棄等6件)

オ 改善状況：上記エの違反については、販売所の責任者に対し、説諭した結果、改善の意思を示すとともに、届出の関する違反については、必要な届出が提出(8販売所)された。

また、帳簿の不備については、後日、改善状況を確認(6販売所)した。

カ その他：無登録農薬の販売、販売制限や禁止が定められた農薬について、販売者が規定を守らず販売した事例は確認されなかった。

## 3 農薬残留確認調査等の実施

### (1) 農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査

#### 1) 農薬残留調査の実施

ア 残留農薬調査点数：325点

イ 品目数(穀類・野菜・果樹)、農薬成分数：79品目、286成分

ウ 農薬の使用記録等の内容確認数：325点

エ 分析結果：食品衛生法で定める食品中の残留農薬基準値を超えるサンプルはなかった。

オ 6点で農薬の使用記録に記載のない農薬成分が検出されたため、生産者(農薬使用者)に対して原因究明調査等を実施(下記3の(1)の2)に記載)した。

#### 2) 農薬使用者への立入検査

ア 立入検査実施数：6件

イ 検査内容：飛散防止技術の効果の検証、適用外農薬検出の原因調査

ウ 検査結果等：農薬取締法違反は確認されず、検出された農薬は、防除器具の洗浄不足(3件)、生育遅れ(1件)、不明(1件)、飛散・流入(1件)による検出と推定された。

作物名	検出農薬	飛散元
せり	メプロニル	不明（飛散が疑われる）
みかん	スルホキサフロル	飛散

エ 使用者に対する措置状況：検査結果のうち、防除器具の洗浄不足など、回避可能な案件については対策を指導した。

オ 効果の確認：飛散防止技術の効果、対策の現状及び検証結果は、農薬管理指導士研修会等で周知しており、近年は残留基準値を超える検出はなくなった。

#### 4 目標値に対する実績及び達成度（実施要領別表1に基づき算出）

##### (1) 不適切な販売及び使用の違反率

	違反確認数	立入検査実施数	違反率
ア 販売状況	14 販売所	251 販売所	5.5%
イ 使用状況	0 使用者	325 使用者	0%

##### (2) 実績（農薬の不適切な販売及び使用の発生割合）

$$(\text{販売違反率 } 5.5\% + \text{使用違反率 } 0\%) \div 2 = 2.7\%$$

##### (3) 目標値に対する達成度（小数点以下第1位は切り捨て）

$$(1 - \text{実績値}) \div (1 - \text{目標値}) \div \text{達成度}$$

$$(1 - 0.027) \div (1 - 0.041) \div 1.014 \quad \underline{\underline{(101\%)}}$$

#### 5 成果

(1) 農薬適正使用講習会等を開催し、関係法令の周知等を実施した結果、農薬販売者、農薬使用者、営農指導員等における農薬の適正使用に関する知識向上を図ることができた。また、農薬に関する専門的な知識を持つ農薬管理指導士を新たに6名認定した。

(2) 農薬販売者に対して、農薬取締法に基づく立入検査を行うことで、関係法令の遵守状況を確認することができ、届出・帳簿の不備等の改善指導、法令遵守するよう意識啓発できた。

(3) 飛散防止対策の状況や残留農薬分析調査を実施することで、農薬の残留状況の実態を確認することができ、また、適用外農薬が検出された際には、現地調査を実施し、原因究明及び可能な対策を指導するとともに、当該事例を現場の生産者や組織に返すことにより、農薬の適正使用の重要性の再確認、農薬使用基準を遵守することや農薬の飛散防止等に配慮するよう注意喚起ができた。

#### 都道府県等による評価の概要

コロナ禍で、講習会や立入検査の実施が困難な状況にあったが、農薬適正使用講習会は、参加人数に制限を設け計画どおり実施するとともに、農薬の販売者に対する立入検査では、届出や帳簿の不備について、説諭を行い、改善を指導した結果、法令遵守意識が向上した。

加えて、農薬使用者における農薬の不適正使用や残留農薬分析に係る基準値超過などは確認されず、農薬の適正使用の重要性や農薬の飛散防止対策の周知ができていると考える。

今年度の違反率は目標値を上回り（違反率減）、達成度による評価は「A」である。違反率低減のため、継続して、農薬の適正使用等への取組を推進する必要がある。

### 第三者の主なコメント

愛媛大学農学部 小西和彦教授

農薬適正使用講習会を3回実施して啓蒙活動を行い、また、農薬販売者に対する立ち入り調査を厳格に行ったと判断できる。農薬管理指導士研修会、農薬残留調査も適切に実施されている。農薬販売者に違反が確認されたものの目標値は達成され、事業は適切に実施されたと判断できる。農薬の安全使用の推進のため、今後も取り組みを継続する必要がある。

### 国による評価の概要

目標値は達成されており、研修会等の開催、啓発活動の実施、立入検査及び農薬残留調査に関する事業は適切に実施されたと評価する。

目標	家畜衛生の推進	
事業実施期間	令和 3 年度	都道府県等名 愛媛県
<b>【事業の実施方法】</b>		
<p>日本国内で BSE が発生して以降、安全な畜産物を安心して消費してもらえる体制づくりが重要となっている状況において、愛媛県では、畜産物の安全性を確保し、安全安心な畜産物の供給に寄与する必要があることから、「家畜衛生の推進」の目標値を達成するために、以下の取組を行った。</p>		
<b>〈事業実施主体：愛媛県〉</b>		
<p>(1) 監視体制の整備・強化 精度管理の適正な実施、 サーベイランスの円滑化（BSE 検査・清浄化の推進、家畜衛生関連情報の整備）</p> <p>(3) 家畜の伝染性疾患のまん延防止 まん延防止の円滑化、家畜の生産性を低下させる疾患の低減</p> <p>(4) 畜産物の安全性向上 動物用医薬品の適正使用と危機管理</p> <p>(5) 野生動物の対策強化 リスクが高い地域における野生動物対策（検査促進費、資材費）</p> <p>(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 検査機器の整備</p>		
<b>〈事業実施主体：（公社）愛媛県畜産協会〉</b>		
<p>(7) 家畜の伝染性疾患の発生予防 地域における発生予防の体制整備</p>		
<b>〈目標値の考え方〉</b>		
<p>検査件数は家畜伝染病予防法第 5 条及び第 51 条における検査（精密検査のみ）を実施した件数。 伝染性疾患発生件数は監視伝染病及び家畜衛生関連情報整備事業で収集した疾患数から算出する。 また、平成 28～令和 2 年の発生件数から算出した疾患減少率は 0.994 であり、疾患発生低減目標を対前年度減少率 5%として、令和 2 年発生件数が 117 件であることから 令和 3 年の発生件数は <math>117 \times 0.994 \times 0.95 = 110.48 \approx 111</math> とする。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去 3 年間（H30～R02 年）の平均伝染性疾患発生件数：117 件</li> <li>・過去 3 年間（H30～R02 年）の平均検査件数：24,001 件</li> </ul> </li> <li>・実施後 <ul style="list-style-type: none"> <li>・R03 年伝染性疾患発生件数：111 件</li> <li>・R03 年検査件数：23,500 件</li> </ul> </li> <li>・目標値 <ul style="list-style-type: none"> <li>A：家畜の伝染性疾患の検出率の減少率： <math>(117/24,001 - 111/23,500) \div (117/24,001) \approx 0.031 = a</math></li> <li>B：Aにおける対象疾患の検査件数の増加率： <math>(23,500 - 24,001) \div 24,001 \approx -0.021 = b</math></li> <li>目標値：<math>100 \times (1+a) \times (1+b) \approx 100.9</math></li> </ul> </li> </ul>		

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100.0	100.9	110.1	109 %	A
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
監視体制の整備・強化	精度管理の適正な実施 サーベイランスの円滑化	8,035,923	3,162,000	39	
家畜の伝染性疾病のまん延防止	まん延防止の円滑化 家畜の生産性を低下させる疾病の低減	599,527	299,000	49	
畜産物の安全性向上	動物用医薬品の適正使用と危機管理	62,865	31,000	49	
野生動物の対策強化	リスクが高い地域における野生動物対策 検査促進費	1,800,000	1,800,000	100	
	資材費	320,260	160,000	49	
家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	検査機器の整備	269,500	134,000	49	
小計		11,088,075	5,586,000		
<地区推進事業> 家畜の伝染性疾病の発生予防	地域における発生予防の体制整備	21,378,026	6,473,000	30	
小計		21,378,026	6,473,000		
合計		32,466,101	12,059,000		



## 【事業の成果】

### 1 事業実施内容

#### 〈事業実施主体：愛媛県〉

#### (1) 監視体制の整備・強化

##### イ 精度管理の適正な実施

家畜伝染病の迅速・的確な病性鑑定を実施するため、検査結果の信頼性の向上を図るための検査機器の校正を実施した結果、機器性能が安定し、検査精度が向上した。

(校正件数 1 件、リアルタイム PCR キャリブレーション)

##### ウ サーベイランスの円滑化

##### a BSE 検査・清浄化の推進

生前に BSE を否定できない歩行困難、起立不能又は神経症状の臨床症状を呈して死亡した 48 ヶ月齢以上の牛及び 96 ヶ月齢以上の死亡牛の全頭、その他検査が必要と認める牛について BSE 検査を実施した結果、現在の対策が有効であることを確認できた。

(検証した死亡牛頭数 93 頭 ※96 ヶ月齢以上 27 頭、48 ヶ月齢以上 66 頭)

- (a) 採材・検査資材の購入等（防疫服、マスク、ゴム手袋、消毒薬等）
- (b) 採材補助員の雇用（雇用者 3 名：6,990 円/日）
- (c) 廃棄物処理（焼却灰 3 件、医療廃棄物 3 件、焼却用重油 27,400 L）

##### b 家畜衛生関連情報の整備

衛生情報を定期的に収集し、家畜伝染病の発生を未然に防止するための防疫体制の整備を図るため、衛生管理指導を徹底した。

- (a) 情報の収集
  - ・ 収集件数 36 回（各家保 3 か所 1 回/月）
  - ・ 提供件数 165 回（共通 14 回、牛 12 回、豚 78 回、鶏 58 回、その他 3 回）
  - ・ 愛媛県業績発表会集録（R3）の印刷発注及び配付（97 部）

#### (3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止

##### ウ 家畜の生産性を低下させる疾病の低減

集団飼育の進展や家畜畜産物交流の増加に伴い、畜産経営の大きな阻害要因となっている慢性疾病（牛伝染性リンパ腫、PRRS、鶏大腸菌症等）の実態調査等を行い、その結果を分析し、衛生指導を行った。

- (b) 調査及び指導等の実施
  - ・ 件数 10 件（乳用牛 1 件、肉用牛 3 件、豚 2 件、採卵鶏 3 件、肉養鶏 1 件）

#### (4) 畜産物の安全性向上

##### イ 動物用医薬品の適正使用と危機管理

抗生物質の適正使用を確保するため、健康家畜の糞便から分離した細菌について、動物用医薬品使用により起こる薬剤耐性菌の発現状況に関する検査を行い、県内に分布する細菌の薬剤耐性状況を把握した。また、研修会に参加し、検査技術の向上を図った。

- (d) 薬剤耐性菌の発現状況検査
  - ・ 黄色ブドウ球菌 2 検体（検査検体数 24）
  - ・ サルモネラ 4 検体

- (e) 令和3年度動物用医薬品危機管理対策研修会  
開催時期：DVD 配付及び Web 会議（令和3年6月11日）  
開催目的：薬剤感受性試験の技術向上  
参集範囲：事業参加都道府県の細菌検査担当者

(5) 野生動物の対策強化

**ア リスクが高い地域における野生動物対策**

豚熱・アフリカ豚熱の県内への侵入を早期に発見するため、捕獲野生イノシシの血液採材から県家畜保健衛生所に検体を提供するまでの一連の作業を県猟友会に委託し、県全域の捕獲イノシシの遺伝子検査を実施することで、サーベイランス強化における検査目標頭数の299頭を達成し、監視体制の強化を図ることができた。

（検査した捕獲イノシシ頭数：300頭（実績））

(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備

整備機器：ヘマトクリット遠心機  
整備場所：南予家畜保健衛生所宇和島支所

家畜防疫に係る検査体制の強化を図るため、当該検査機器を整備することで、効率的かつ迅速に検査する体制を構築することができた。

**〈事業実施主体：（公社）愛媛県畜産協会〉**

(7) 家畜の伝染性疾病の発生予防

**イ 地域における発生予防の体制整備**

**a 農場バイオセキュリティの向上**

(a) 地域協議会の開催

開催時期：令和3年6月15日（火）

開催場所：東京第一ホテル松山2階 コスモゴールド

開催目的：飼養衛生管理基準の知識を深めるため、愛媛県飼養衛生管理指導等計画の説明及び、飼養衛生管理基準の遵守に向けた取り組みとして、農場バイオセキュリティ対策強化支援事業について説明。

参集範囲：（公社）愛媛県畜産協会、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、

（21名） 愛媛県酪農業協同組合連合会、愛媛県農業共済組合、（公社）愛媛県獣医師会、愛媛県肉用牛振興協議会、愛媛県肉牛生産者協議会、愛媛県養豚協議会、JA 愛媛養豚経営者協議会、愛媛県養鶏協会、（一社）愛媛県猟友会、各家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、畜産課

(b) 農場バイオセキュリティ対策の普及等

病原体の農場への侵入を防止するため、動力噴霧器等を畜舎、堆肥舎等に整備することで、農場バイオセキュリティレベルの強化を図ることができた。

事業取組農場数：15農場

整備資機材：動力噴霧器（9台）、電動噴霧器（7台）、飲水消毒器（2台）

防鳥ネット（6ヶ所）、プレハブ冷蔵庫（1.5坪）、簡易更衣室（2か所）

## 2 成果

- ・現状
  - ・過去3年間（H30～R02年）の平均伝染性疾病発生件数：117件
  - ・過去3年間（H30～R02年）の平均検査件数：24,001件
- ・実施後
  - ・令和3年度伝染性疾病発生件数：120件
  - ・令和3年度検査件数：25,525件
- ・実績値
  - A：家畜の伝染性疾病の検出率の減少率：  
 $(117/24,001 - 120/25,525) \div (117/24,001) \doteq 0.036 = a$
  - B：Aにおける対象疾病の検査件数の増加率：  
 $(25,525 - 24,001) \div 24,001 \doteq 0.063 = b$
  - 実績値： $100 \times (1+a) \times (1+b) \doteq 110.1$
- ・達成度
  - 達成値： $110.1 \div 100.9 \times 100 \doteq 109$

### 【都道府県等による評価の概要】

アジア諸国における口蹄疫やアフリカ豚熱の発生状況、国内における豚熱や鳥インフルエンザの発生状況等、家畜衛生に関する情報を迅速・的確に畜産農家及び関係機関に対して提供することで、関係者の家畜防疫に対する意識を高めることができた。

また、家畜伝染病の発生防止のため、農場バイオセキュリティ向上の対策や衛生指導、慢性疾病等の実態調査・分析・指導等の取り組みを強化し、検査機関における検査機器の校正及び体制の整備を実施したことで、伝染性疾病に対する的確な対応や検査が可能となり、農家の家畜伝染病に対する防疫意識の向上及び防疫体制の充実強化を図ることができた。BSE検査については、48ヶ月齢以上の歩行困難、起立不能又は神経症状を示した死亡牛と96ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査の実施を継続することで、防疫対策の有効性を確認することができた。

また、捕獲野生イノシシの豚熱・アフリカ豚熱の検査を行うことで、県内の浸潤状況を確認し、監視体制の強化を図ることができた。

以上の取り組みを実施した結果、本年度の目標値については達成することができた。引き続き、防疫体制等を強化することで家畜衛生の推進を図りたい。

### 第三者の主なコメント

公益社団法人愛媛県獣医師会  
会長 戒能 豪

アジア地域や国内で発生する主要家畜伝染病の情報収集と迅速な情報提供やその疾病の侵入に備えた対策指導の徹底において、畜産農家の防疫意識の向上と防疫体制の強化が図られ、本県での疾病発生を未然に防いでいる。さらに、農場の生産性阻害となる各種疾病の農場検査及び野外調査による衛生対策の実施や対策に関連した薬剤耐性菌の発現に関する薬剤適正使用の監視など、畜産物の安全安心確保の観点など多方面からアプローチする取り組みにより、目標以上の成果を上げており、高く評価する。

### 国による評価の概要

目標値は達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。

また、野生いのしし群におけるCSF及びASF浸潤状況確認のためのサーベイランス強化については、県内で体制の整備が行われ、安定的に確認することができる頭数が確保できたと評価する。

伝染性疾病発生件数を減少させるため、継続的に発生する慢性疾病については、その要因及び効果的な対策を十分検討の上、引き続き、監視体制の整備、伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に取り組まれることを期待する。

別記様式第13号-4 (第28第1項関係)

目標 養殖衛生管理体制の整備					
事業実施期間 令和3年度			都道府県等名 愛媛県		
事業の実施方法					
(1)総合推進会議の開催等 魚病情報の交換や有効な防除対策、防疫措置及び衛生管理技術等を検討するため、地域合同検討会議等に参加した。また、全国の疾病の動向、課題を共有するとともに県内の防疫推進のため、愛媛県養殖衛生対策会議を開催した。					
(2)養殖衛生管理指導 水産用医薬品の適正指導、ワクチン使用の指導等を実施した。					
(3)養殖場の調査・監視 養殖現場で使用される養殖資機材の使用状況の調査を実施するほか、水産用医薬品の残留検査や薬剤耐性菌の実態調査を行った。					
(5)疾病の発生予防・まん延防止 海面、内水面養殖における疾病検査、魚病診断及び防除方法・治療等の指導を実施した。また、アユ、ヒラメなど国内において、感染拡大が特に懸念される疾病を有する魚介類について疾病の発生状況の調査を実施した。					
(目標値) 養殖衛生管理指導を行う経営体数 (250) ／県内養殖等経営体総数 (372) ×100=67.2%					
(目標値の考え方) 令和3年度は、県内養殖等経営体総数372経営体のうち、2年間で経営体への指導が一巡するよう、計画的に実施予定の250経営体に指導を行うことを目標とした。					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	63.6%	67.2%	95.4%	141%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(1)総合推進会議の開催等	全国会議への出席他	5,208	2,000	38	
(2)養殖衛生管理指導	医薬品適正使用指導他	4,368	2,000	45	
(3)養殖場の調査・監視	医薬品残留検査他	35,224	17,000	48	
(5)疾病の発生予防・まん延防止	疾病監視・発生対策他	1,917,920	957,000	49	
計		1,962,720	978,000		

事業の成果

(事業実施内容)

(1) 総合推進会議の開催等

地域合同検討会議において、全国での疾病の動向や課題等を把握できた。また、得られた情報については、愛媛県養殖衛生対策会議を開催することにより、養殖業者等と情報共有を図り、県内の防疫推進に資することができた。

(2) 養殖衛生管理指導

県内地域協議会等を通じて、医薬品やワクチンの適正使用、適正な養殖管理の指導を行うことにより養殖経営体に対し適正な医薬品使用の啓蒙を行うことができた。

(3) 養殖場の調査・監視

養殖資機材の使用状況調査、出荷前の養殖ブリ、マダイ及びヒラメの医薬品残留検査を行うとともに、養殖魚から分離された病原菌の薬剤感受性を調べたことにより、安全な水産物を流通させることができ、医薬品耐性菌の発生動向を把握することができた。

(5) 疾病の発生予防・まん延防止

養殖魚の疾病検査・診断を行い、養殖業者に適切な予防法・治療法を指導したことにより疾病のまん延防止、発生予防措置を行うことができた。また、疾病の発生状況の調査を実施したことにより、まん延防止のための情報を把握することができた。

(実績)

養殖衛生管理指導を行った経営体数 (355)

／県内養殖等経営体総数 (372) × 100 = 95.4%

(実績の根拠)

ア	養殖衛生管理指導を行なった養殖等経営体数の割合	95.4%
イ	養殖等経営体総数	372
	・うち給餌養殖経営体数	360
	・うちアユ冷水病防疫対策等を行なっている内水面漁業協同組合数	12
ウ	水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数	1
エ	養殖衛生管理指導を受けた経営体数 (実経営体数)	355
	・うち指導会議によるもの	13
	・うち巡回指導によるもの	6
	・その他によるもの	336

(達成度) 実績値／目標値×100 = 95.4／67.2×100 = 141%

評価は達成度 80%以上であることから A に該当

都道府県等による評価の概要

養殖魚やアユの疾病検査等により疾病のまん延防止を図るとともに、検査時の指導や会議を通じた医薬品・ワクチンの適正使用指導により、80%を超える達成度であったことから、概ね良好であったと判断する。

第三者の主なコメント

愛媛大学沿岸環境科学研究センター  
准教授 北村 真一

養殖経営体総数の 95.4%に対して、感染症の蔓延防止に関する指導が行われた。達成度は 141%で、掲げた目標を十分に達成している。ワクチン接種の指導、医薬品の残留検査、抗生物質耐性菌の動向調査など、養殖衛生管理は適切に行われていると判断出来る。

国による評価の概要

目標値は達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導、疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

目標 病害虫の防除の推進	
事業実施期間	令和3年度
都道府県等名 愛媛県	
事業の実施方法	
<p>近年、食の安心安全への関心の高まりや環境保全の観点から、より一層の減化学農薬栽培が求められている。そのため、農薬散布に伴う環境リスクを低減するため、化学合成農薬に替わる資材の有効性や農薬散布方法などの検討を行い、防除技術を確立する必要がある。</p> <p>そこで、当県では、かんきつ、いちご、水稲、たまねぎ、温州みかん、レモン、ゆず、しょうが、スイートコーンで以下の試験等を行った。</p> <p>(かんきつ(中晩柑類))</p> <p>高単価で販売が期待できる愛媛果試第28号(紅まどんな)、甘平や次世代中晩柑として期待される愛媛果試第48号(紅プリンセス)などの本県主力の中晩柑類は、温州みかんよりもカンキツかいよう病に感染しやすく、これら中晩柑類の生産課題の一つである。近年、全県的に発病が増加傾向にあり、被害果実は商品性が大きく損なわれ、農家所得低下の一要因となっている。防除の主体は、銅剤の散布が行われているが、新規製剤の評価、適期防除や高温期の薬害などの解消が課題である。</p> <p>令和3年度は、かいよう病に対する主要中晩柑品種での銅剤による防除効果と銅剤への補助剤等の混用が防除に及ぼす影響評価を行った。併せて新規製剤を含めた体系防除比較による有効な防除適期、省力化の検討を行った。また、夏季の銅剤散布による薬害の発生状況を主要品種ごとに確認し、夏季の銅剤による防除法を検討することで、カンキツかいよう病の防除体系確立のための試験を実施した。</p> <p>目標値=新たに実践しようとする作業項目2/作業項目40*100+100=105.0%</p> <p>(かんきつ(愛媛果試第28号))</p> <p>県の刈ヅル品種である愛媛果試第28号(紅まどんな)は、栽培面積の増加に伴い、アザミウマ類による外観品質を損なう被害が多く報告され、施設栽培での大きな品質低下要因となっている。現在の主要加害種はミカンキイロアザミウマで、今まで有効であった薬剤の効果が大きく低下している地域も見られる。本種は、ハウスミカンの着色初期の果実を加害する侵入害虫として知られている。しかし、'紅まどんな'では、着色期の果実被害以外に、一部の園では新葉の被害や幼果での被害も観察され、ハウスミカンとは異なる被害相が確認されている。</p> <p>令和3年度は、'紅まどんな'におけるミカンキイロアザミウマの季節的発生消長や被害状況を明らかにし、発生生態を解明した。また、'紅まどんな'の高品質果実生産のため、有効薬剤を探索するため薬剤感受性検定や天敵製剤等の利用を行い、IPM防除と合わせた効果的な防除技術を実証した。</p> <p>目標値=新たに実践しようとする作業項目4/作業項目40*100+100=110.0%</p> <p>(いちご)</p> <p>いちご栽培では、うどんこ病、灰色かび病、炭疽病、ハダニ類、アザミウマ類、コナジラミ類等、高品質・安定生産を阻害する多くの病害虫の発生がみられる。</p> <p>消費者の安全安心志向の高まりや環境負荷の低減から、化学農薬に依存しない防除技術の開発が求められる中、紫外線B波(280~320nm)はうどんこ病やハダニ類、赤色光(600~660nm)はアザミウマ類の抑制効果を有することが報告されており、緑色光はハダニ類の土着天敵であるミヤコカブリダニに対して光誘引性を持つとされている。</p> <p>そこで、特定の波長域の光照射と在来天敵や有用微生物等を利用するデュアルコントロール技術を取り入れた、環境に優しいいちご病害虫の総合防除技術を開発する。</p> <p>令和3年度は、紫外線B波の反射資材としてシルバーマルチを用いた場合のうどんこ病やハダニ類等に対する抑制効果を検証した。また、緑色光によるカブリダニ類の誘引効果等を明らかにした。</p> <p>また、在来天敵や有用微生物等を利用するデュアルコントロール技術についても引き続き検証を行った。</p> <p>目標値=新たに実践しようとする作業項目4/作業項目22*100+100=118.2%</p> <p>(水稲)</p> <p>水稲・野菜の二毛作による輪作体系を検証する中で、有機水稲栽培の持続性を検証するために、主要病害虫や雑草対策を耕種的な防除方法を組み合わせながら、各主要作型に適した手法を構築することで、慣行栽培での化学合成農薬の使用を6回から0回とする有機栽培試験を継続実施した。</p> <p>令和3年度は、有機冬作野菜を1/2減肥条件で栽培後、本県育成新品種'ひめの凜'を作付けし、機械除草+深水管理による雑草対策と種子の温湯消毒や水管理、施肥量、施肥方法等の物理、耕種的综合防除技術による病害虫対策について検討を重ねながら、有機環境下における病害虫の発生消長、土壌環境、生物多様性等の総合的な生産環境の経年変化を慣行栽培と比較しながら評価、解析した。</p> <p>目標値=新たに実践しようとする作業項目7/作業項目32*100+100=121.9%</p> <p>(たまねぎ)</p> <p>基本的に有機栽培では無農薬が前提となることから、水稲・野菜体系で持続性の高い有機栽培体系を確立するために、有機水稲の後作を複数の冬作野菜(たまねぎ→リーフレタス→たまねぎ→キャベツ→たまねぎ・・・・)を組み合わせた有機輪作での耕種的、物理的防除効果について検証する必要がある。</p> <p>令和3年度は、輪作5年目のたまねぎの主要病害となるべと病に対する輪作(耕種的防除)の効果について評価するとともに、越冬保菌株の早期抜き取り(物理的防除)と銅剤による効果的な防除体系について検討し、雑草対策には物理的防除として、マルチ栽培を前提に畝間機械除草の効果的な実施時期、回数について検討を重ね、化学合成農薬(除草剤含む)による防除回数を慣行栽培の11回から0回とした。</p>	

目標値＝新たに実践しようとする作業項目 7/作業項目 30 \* 100 + 100 = 123.3%

(温州みかん)

柑橘における有機栽培では黒点病が少発生の場合、果実品質に与える影響は少なく、消費者の理解があればそれほど大きな問題とならない。しかし、慣行栽培並みの外観品質を有機農産物に求める消費者も存在している。そこで、黒点病の被害程度を軽減させる有機栽培管理方法について検討した。

昨年度は、ICボルドーを主体とした試験区で、黒点病の発生が少なくなり、最も外観品質が良く、また、ミカンサビダニ被害もほとんど出なかった。

そのため、令和3年度はICボルドーを主体とした試験区で、草刈り機による除草や天敵への影響も考慮しつつ、調査本数を増やし、慣行区と比較することで、整品率の安定性を実証した。併せて、開花等の生育状況によって散布時期・回数を変えた試験区を追加し、有効な防除体系の確立を図った。

目標値＝新たに実践しようとする作業項目 3/作業項目 37 \* 100 + 100 = 108.1%

(レモン)

ハウスレモンの防除は、ダニ剤を含めた殺虫剤の散布が過半であるが、近年では、カイガラムシ類の発生が顕著となり、この対策が農家経営を圧迫している。そこで、天敵を導入することで化学合成農薬の使用を低減させ、その防除効果を検討した。

昨年度は、整品でない果実を調査したところ、開花期～落弁期に発生する病害虫の被害が多かったが、カイガラムシ類の発生はほとんどなかった。また、導入後に発生したカブリダニ類の種を同定すると、スワルバンカーを設置してから約1か月後に導入天敵の割合は増加したものの、土着天敵が導入天敵よりも多かった。

そのため、令和3年度は、開花期～落弁期に有機JASに適合する薬剤を選択するとともに導入天敵による防除効果を実証した。

目標値＝新たに実践しようとする作業項目 4/作業項目 37 \* 100 + 100 = 110.8%

(ゆず)

鬼北地域では有機JAS規格に準じた栽培方法に取り組んでいる。また、ゆずの新品種「鬼北の香里」の新植が進んでいる。近年、サビダニの増加により果実への被害が多発し商品価値を下げていることから、コロマイト水和剤、マシン油のサビダニに対する防除効果と経済性を検討した。併せて、防草シートや除草の徹底により株回りの雑草発生を抑止しゴマダラカミキリ産卵抑制効果を確認した。

目標値＝新たに実践しようとする作業項目 5/作業項目 37 \* 100 + 100 = 113.5%

(しょうが)

BT剤によるアワノメイガの防除試験において、慣行防除区と同程度の防除効果が確認できた。しかし、ハスモンヨトウの発生密度が高く、試験区の防除効果が慣行区より低かったことから、多発前の世代である8月中旬頃を主体にBT剤を散布し、慣行区との防除効果を比較実証した。また、ハスモンヨトウ等の物理的防除として雑草対策を実践した。

目標値＝新たに実践しようとする作業項目 4/作業項目 14 \* 100 + 100 = 128.6%

(スイートコーン)

有機JASに適合する気門封鎖剤(エコピタ液剤)を使用し、アブラムシの防除効果を実証したが、試験区の防除効果が慣行区より低かったことから、雄穂抽出期を主体に気門封鎖剤(エコピタ液剤)を散布し、慣行区との防除効果を比較実証した。

目標値＝新たに実践しようとする作業項目 4/作業項目 19 \* 100 + 100 = 121.1%

なお、各品目の目標値の平均値 116.1%を当県の目標値とした。

目標値

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の防除体系等における作業の現状値からの向上率	100%	116.1%	115.3%	99%	A

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)
(2) 薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法の確立	(試験圃) かんきつ (中晩柑類) 10a かんきつ (愛媛県試第28号) 5a いちご 10a (実証圃)	6,114,131	3,054,520	49

水稲 20a たまねぎ 20a 温州みかん 10a レモン 10a ゆず 7a しょうが 3a スイートコーン 4a			
--	--	--	--

### 事業の成果

詳細は別紙のとおり。

なお、目標値の達成状況は以下のとおり。

かんきつ（中晩柑類）

目標値：105.0%、実績値：105.0%、達成度：100%

かんきつ（愛媛果試第28号）

目標値：110.0%、実績値：110.0%、達成度：100%

いちご

目標値：118.2%、実績値：118.2%、達成度：100%

水稲

目標値：121.9%、実績値：121.9%、達成度：100%

たまねぎ

目標値：123.3%、実績値：123.3%、達成度：100%

みかん

目標値：108.1%、実績値：108.1%、達成度：100%

レモン

目標値：110.8%、実績値：110.8%、達成度：100%

ゆず

目標値：113.5%、実績値：113.5%、達成度：100%

しょうが

目標値：128.6%、実績値：121.4%、達成度：94.4%

当初試験を予定していた圃場が変更となり、排水溝の設置が不要となったため、達成率が100%を下回った。

スイートコーン

目標値：121.1%、実績値：121.1%、達成度：100%

実績値平均 115.3%（達成度 99.4%）

### 都道府県等による評価の概要

農薬散布に伴う防除が困難な薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生など環境リスクを低減した防除技術を確立するため、10種類の作物において化学合成農薬に替わる資材の有効性や農薬散布方法などの実証に取り組んだ結果、目標値の達成度は99.4%と概ね適切に実施されていた。

### 第三者の主なコメント

愛媛大学農学部 小西和彦教授

環境に優しい防除技術を確立するため、病害虫管理、雑草抑制のために化学合成農薬以外の様々な技術を取り入れる実証試験を実施している。現状からの向上率は目標をわずかに下回ったが、これらの事業は適切に実施されたものと評価できる。病害虫の発生は単年での評価が難しいため、実証のためには引き続き検討が必要である。

### 国による評価の概要

目標値は概ね達成されており、県が実施した薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法の確立に関する事業は適切に実施されたと評価する。



目標 重要病害虫の特別防除等																									
事業実施期間 令和3年度			都道府県等名 愛媛県																						
事業の実施方法																									
<p>検疫有害動植物のミバエ類（ウリミバエ、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ）等の重要病害虫は、一度侵入・まん延すると県の農業生産に大きな被害をもたらすが、その被害軽減のためには、発生を早期に発見し防除対応を行うことが最も重要である。このため、県内の果樹や野菜の栽培地域において侵入警戒調査等を実施した。</p> <p>侵入が警戒される10種（チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群、ウリミバエ、コドリング、カンキツグリーニング病、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、アフリカマイマイ、火傷病、プラムポックスウイルス）について、侵入の危険性の高い時期に誘殺トラップや目視等により、県内の果樹、野菜等の主要産地（地点）において調査を実施した。</p> <p>目標値は調査地点数に調査月数を乗じた調査総回数であり473回とした。なお、ウリミバエ及びミカンコミバエ種群の調査については、同一地点として算出した。</p> <p>【調査対象種ごとの調査回数】</p> <table border="0"> <tr> <td>チチュウカイミバエ</td> <td>21か所×8か月(4~11月) =168回</td> </tr> <tr> <td>ウリミバエ・ミカンコミバエ</td> <td>21か所×8か月(4~11月) =168回</td> </tr> <tr> <td>コドリング</td> <td>2か所×10か月(4~12、3月) =20回</td> </tr> <tr> <td>カンキツグリーニング病</td> <td>21か所×3か月(4,6,9月) =63回</td> </tr> <tr> <td>アリモドキゾウムシ</td> <td>2か所×6か月(5~10月) =12回</td> </tr> <tr> <td>イモゾウムシ</td> <td>2か所×6か月(5~10月) =12回</td> </tr> <tr> <td>アフリカマイマイ</td> <td>2か所×2か月(6,9月) =4回</td> </tr> <tr> <td>火傷病</td> <td>2か所×5か月(4~8月) =10回</td> </tr> <tr> <td>プラムポックスウイルス</td> <td>16か所×1か月(6月) =16回</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計 473回</td> </tr> </table>						チチュウカイミバエ	21か所×8か月(4~11月) =168回	ウリミバエ・ミカンコミバエ	21か所×8か月(4~11月) =168回	コドリング	2か所×10か月(4~12、3月) =20回	カンキツグリーニング病	21か所×3か月(4,6,9月) =63回	アリモドキゾウムシ	2か所×6か月(5~10月) =12回	イモゾウムシ	2か所×6か月(5~10月) =12回	アフリカマイマイ	2か所×2か月(6,9月) =4回	火傷病	2か所×5か月(4~8月) =10回	プラムポックスウイルス	16か所×1か月(6月) =16回		計 473回
チチュウカイミバエ	21か所×8か月(4~11月) =168回																								
ウリミバエ・ミカンコミバエ	21か所×8か月(4~11月) =168回																								
コドリング	2か所×10か月(4~12、3月) =20回																								
カンキツグリーニング病	21か所×3か月(4,6,9月) =63回																								
アリモドキゾウムシ	2か所×6か月(5~10月) =12回																								
イモゾウムシ	2か所×6か月(5~10月) =12回																								
アフリカマイマイ	2か所×2か月(6,9月) =4回																								
火傷病	2か所×5か月(4~8月) =10回																								
プラムポックスウイルス	16か所×1か月(6月) =16回																								
	計 473回																								
目標値																									
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価																				
対象病害虫の調査の総回数	493回	473回	473回	100%	A																				
事業内容及び実績額																									
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率(%)																					
(1)重要病害虫侵入警戒調査等の実施	調査総回数 473回	234,244	234,244	100																					

事業の成果

ア 侵入警戒調査実施状況

計画通り、計 473 回の調査を実施した。

- ミバエ類（チチュウカイミバエ、ウリミバエ、ミカンコミバエ種群）  
果樹・野菜栽培ほ場を対象に 21 地点（四国中央市 1、西条市 1、今治市 3、松山市 4、伊予市 4、砥部町 1、大洲市 1、内子町 1、八幡浜市 2、宇和島市 2、愛南町 1）でトラップ調査を実施した。
- コドリंगा  
ナシ・モモ園地を対象に 2 地点（今治市 1、松山市 1）でトラップ調査を実施した。
- カンキツグリーニング病  
カンキツ類園地を対象に 21 地点（ミバエ類調査と同一園地）で見取調査を実施した。
- アリモドキゾウムシ  
サツマイモほ場を対象に 2 地点（西条市 1、松山市 1）でトラップ調査を実施した。
- イモゾウムシ  
サツマイモほ場を対象に 2 地点（西条市 1、松山市 1）で見取調査を実施した。
- アフリカマイマイ  
野菜栽培ほ場を対象に 2 地点（松山市 1、伊予市 1）でトラップ調査を実施した。
- 火傷病  
ナシ園地を対象に 2 地点（今治市 1、松山市 1）で見取調査を実施した。
- プラムボックスウイルス  
ウメ、モモ園地を対象に 16 地点（四国中央市 1、西条市 4、今治市 1、松山市 1、砥部町 1、久万高原町 2、宇和島市 2、松野町 3、愛南町 1）で見取調査を実施した。

イ 対象病害虫の発見・発生状況

調査を実施した全ての園地・ほ場で対象病害虫の発生は確認されなかった。

ウ 対象病害虫の防除状況

該当なし

都道府県等による評価の概要

計画どおり必要な調査を実施できており達成度も 100%と良好であった。

第三者の主なコメント

愛媛大学農学部 小西和彦教授

侵入を警戒する 10 種の病害虫に対して行われた侵入警戒調査は、調査地点、調査方法、調査回数いずれも適切であり、目標値通り調査している。この調査の結果いずれの病害虫も発見されていないことから、未だ当該地域には侵入していないものと判断できる。これらの侵入は地域農業に壊滅的打撃を与えるものであり、当事業は今後も継続して実施すべきである。

国による評価の概要

目標値は達成されており、重要病害虫の侵入を早期に発見する調査に関する事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第14号-1(第28第4項関係)

令和3年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)都道府県等成果及び評価報告書(令和4年8月作成)  
都道府県等名:愛媛県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生 予防・まん延防止	家畜衛生の推進 (特別交付型)	豚熱・アフリカ豚熱のまん延防止	豚熱・アフリカ豚熱のまん延防止	達成	愛媛県	豚熱・アフリカ豚熱のまん延防止	達成	481,000	
		高病原性鳥インフルエンザのまん延防止	高病原性鳥インフルエンザのまん延防止	達成	愛媛県	高病原性鳥インフルエンザのまん延防止	達成	7,578,000	
総計・総合達成度				総合達成度 達成 総合評価 適正				8,059,000	

国による評価の概要

総合達成度は「達成」であり、総合評価「適正」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第13号-4 (第28第1項関係) (特別交付型交付金)

目標		家畜衛生の推進			
事業実施期間		令和3年度	都道府県等名		愛媛県
<b>【事業の実施方法】</b>					
<p>国内における豚熱発生以降、野生イノシシや人流を介した感染地域の拡大や家畜養豚へのまん延が危惧されており、本県においても、豚熱・アフリカ豚熱の侵入リスクが依然として高い状況であることから、渡航者等による本県への豚熱等の家畜伝染病の侵入を防止するため、県内空港（松山空港）において靴底消毒を実施し、水際対策の強化を図る必要がある。</p> <p>また、高病原性鳥インフルエンザが発生した農場等における防疫措置（約36万羽）を迅速かつ的確に実施するための体制を整備し、県内養鶏農場への本病のまん延を防止する必要がある。</p> <p>このことから、「家畜衛生の推進」の目標値を達成するために、以下の取組を行った。</p>					
<p>(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 地域における発生予防の体制整備</p>					
<p>(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 疾病発生時の体制整備（発生農場等の防疫措置等（旅費、委託料、使用料））</p>					
<b>〈目標値の考え方〉</b>					
<p>豚熱・アフリカ豚熱のまん延防止 現状 豚熱・アフリカ豚熱の発生件数 0件</p>					
<p>高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 現状 高病原性鳥インフルエンザの発生件数 3件</p>					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜の伝染性 疾病のまん延 防止	—	豚熱・アフリカ 豚熱のまん延防 止	豚熱・アフリカ 豚熱のまん延防 止	達成	適正
		高病原性鳥イン フルエンザのま ん延防止	高病原性鳥イン フルエンザのま ん延防止	達成	適正
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
家畜の伝染性疾病の 発生予防	地域における発生予防 の体制整備	963,600	481,000	49	
家畜の伝染性疾病の まん延防止	疾病発生時の体制整備 (発生農場等の防疫措 置等（旅費、委託料、使 用料）)	15,156,346	7,578,000	49	
計		16,119,946	8,059,000		

## 【事業の成果】

### 1 事業実施内容

#### (2) 家畜の伝染性疾病の発生予防

##### イ 地域における発生予防の体制整備

##### b 発生予防の体制整備

地域検討委員会の開催により、関係機関と国内の家畜伝染病の感染状況や知見を共有し、地域の連絡体制を確認することで、地域内における防疫体制を確立することができた。また、松山空港においては靴底消毒を実施し、本県における水際対策を強化することで、渡航者等による本県への豚熱の家畜伝染病の侵入を防止することができた。

##### (a) 疾病予防地域検討委員会の開催（中予家畜衛生推進協議会）

開催時期：令和3年7月6日（月）

開催場所：中予家畜保健衛生所研修室

開催目的：地域における家畜防疫、家畜衛生情報の相互交換等を円滑にし、地域の実状に応じた家畜衛生対策を重点的に実施することにより地域畜産の発展に資する

参集範囲：市町、農協他（参加者23名）

##### (d) 資材等の導入

委託契約：靴底消毒請負業務委託

委託先：株式会社 和光ビルサービス

委託内容：松山空港に設置している靴底消毒マット等の維持・管理  
（消毒マットへの消毒薬の散布 2回/日×364日）

購入提供資材：消毒薬、散布器、消毒用マット、足ふき用マット

#### (3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止

##### イ 疾病発生時の体制整備

高病原性鳥インフルエンザが発生した際、防疫従事者の動員や健康診断を行う医師の確保を迅速に行い、防疫措置を的確に実施することで、県内養鶏農場への本病のまん延を防止することができた。

##### (c) 防疫体制の整備（発生農場等の防疫措置等（旅費、委託料、使用料））

（旅費）HPAI発生に伴い生じた家畜防疫員以外の旅費

（委託費）高病原性鳥インフルエンザ防疫従事者に対する健康観察業務委託

委託先：愛媛県立中央病院

委託内容：高病原性鳥インフルエンザ防疫従事者の健康観察

（使用料）HPAI発生に伴い生じた公用車使用料、高速道路利用

### 2 成果

#### 豚熱・アフリカ豚熱のまん延防止（豚熱・アフリカ豚熱の発生件数）

- ・実施後：0件
- ・達成度：達成

#### 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止（高病原性鳥インフルエンザの発生件数）

- ・実施後：3件（体制整備後の続発なし）
- ・達成度：達成

### 【都道府県等による評価の概要】

野生イノシシや人流を介した感染地域の拡大や家畜養豚へのまん延を防止するため、水際対策の強化として、松山空港における靴底消毒を実施することで、県内への豚熱及びアフリカ豚熱の侵入を防止する効果があった。

また、高病原性鳥インフルエンザが発生した際、防疫従事者の動員等防疫体制の整備を迅速かつ的確に実施することで、令和3年度高病原性鳥インフルエンザ発生件数を1地域（隣接農場3件）に抑えることができ、他の地域での続発はなく、県内養鶏農場への本病のまん延を防止することができた。

なお、アフリカ豚熱はアジア周辺国において、豚熱は国内で未だに発生が認められることから、引き続き、本県における豚熱・アフリカ豚熱の侵入を防止するための水際対策を継続するとともに、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生予防の体制を整備していきたい。

### 【専門家の意見（愛媛県獣医師会 会長 戒能豪）】

- ・ 渡航者等を意識した靴底消毒による水際対策については、継続して実施することが重要であるが、アフリカ豚熱の国内発生がなかったことを理由に、「侵入防止の効果があった」と断言するには少々無理がある。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの県内発生に際し、迅速・的確なまん延防止活動により、他地域へのまん延をさせなかったことは大変素晴らしいことであり、本事業の実施効果として十分に評価できる。

### 第三者の主なコメント

公益社団法人愛媛県獣医師会  
会長 戒能 豪

- ・ 四国内で豚熱陽性イノシシが確認された際には、その防疫対策が移動する野生動物であるので、四国域での防疫対策として取り組むことも大切だと思う。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止が達成できたのは、迅速・的確な防疫活動をするための日頃からの万全の準備がなされていたものと高く評価し敬意を表する。

### 国による評価の概要

目標は概ね達成されており、特定家畜伝染病に係る事業は適切に実施されたと評価する。

なお、高病原性鳥インフルエンザが1地域（隣接農場3件）で発生したものの、事前の体制整備がなされ、迅速に防疫措置を完了できたことは評価できる。

今後も、飼養衛生管理基準に基づく継続的な衛生指導や農場バイオセキュリティ向上に資する資材導入の実施により、県内農場全体の衛生レベルの底上げや維持に取り組まれることを期待する。